

## 高知市地域活性化包括連携に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互に密接な連携と協力をするにより、市民等へのサービスの向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（前提）

- 第1条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストアファミリーマート店（以下、「ファミリーマート店」という。）は、乙の直営方式であるファミリーマート店（以下、「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるファミリーマート店（以下、「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。
- 2 甲は、高知市内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのファミリーマート店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。
- 3 乙は、次条に定める連携事項の一部を、甲との協議により乙と協力関係にある会社を実施させることができるものとする。
- 4 乙は、前項に基づき連携事項の一部を協力関係にある会社を実施させるときは、当該実施させる事項に係る第3条に規定する義務を負うものとする。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。
- （1）地場産品の販路拡大及び商品開発に関すること。
  - （2）地産地消の推進に関すること。
  - （3）住民福祉の向上に関すること。
  - （4）防災対策に関すること。
  - （5）観光振興に関すること。
  - （6）市政情報の発信に関すること。
  - （7）その他、市民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること。
- 2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

（免責等）

第3条 乙及び対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲

で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生し、甲又は乙が損害を受けた場合の損害賠償については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、合意の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第6条 甲又は乙のいずれかから、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和2年2月3日

甲 高知県高知市本町五丁目1番45号  
高知市  
高知市長

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長